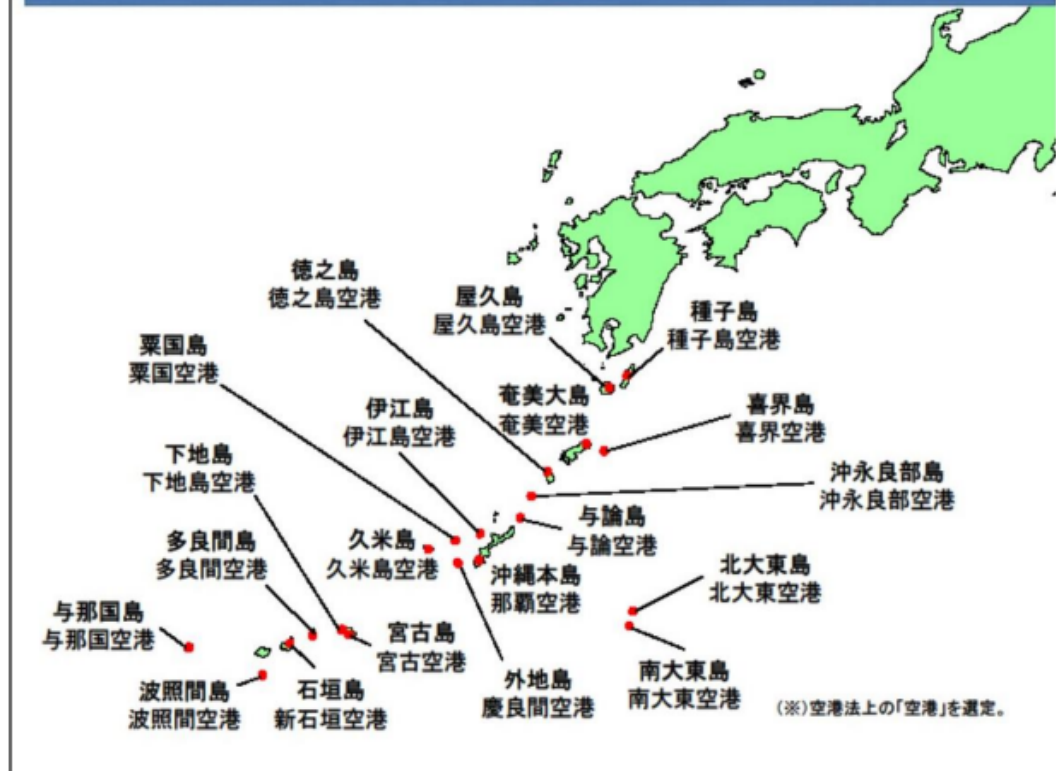


作戦支援基盤の総合的な強化①

空港・港湾や通信等のインフラの整備

- 自衛隊の輸送や国民保護に万全を期すためには、南西地域における空港・港湾や通信等のインフラ整備が必要。

南西諸島の各空港の配置図



南西諸島の主要港湾※の配置図

※漁港を含む。





私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

琉球新報社とOSPの取り組みはこちら



琉球新報

The Ryukyu Shimpo

2023年(令和5年)

1月18日(水)

【日12月27日・友引】

第40922号

■情報提供 098-865-5158 ■購読・配達 0120-39-5069 ■広告申込 0120-43-5059 発行所/琉球新報社 〒900-8525那覇市泉崎1-10-3 電話098-865-5111 ryukyushimpo.jp ©琉球新報社2023年

米軍、下地島訓練を通告

日米2+2翌日に

「屋良覚書」守らず 恒常化の恐れ

米軍が今月末に宮古島市の下地島空港を訓練で使用するため、同空港を管理する県に「空港使用届」を提出していたことが17日、明らかになった。県によると、31日午後0時半～同1時半までの1時間、米軍普天間飛行場との間を行き来するとしている。米軍機の下地島空港使用は2006年以来で、訓練目的は初とみられる。下地島空港は「屋良覚書」で、軍事目的で使用しないと明確に示されており、県は使用の自粛を求める方針だ。(2、24面に関連)

県は自粛要請へ

12日に行われた外務省・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会(2プラス2)では、安保関連3文書も12日に使用届を県に出した。恒常的に使用する

追う 南西防衛 強化



下地島空港 (資料写真)

端緒となる可能性がある。米側は使用目的について「人道支援、災害救援目的の習熟飛行」と説明しているという。日米地位協定第5条は米側が適当な通告をすれば着陸料や入港料を支払わずに、民間の

空港、港湾を利用できると定めている。米側はこの規定に基づき、下地島空港を使用する意向を示している。一方、米軍は過去には主に給油目的などで下地島空港を使用していた。06年、フィリピンでの軍事演習に向かう途中、給油などの目的で下地島空港にヘリコプターや空中給油機を着陸させ、県が抗議したこともある。県はこれまで、米軍機の民間空港利用に関

し、民間機の安全を確保するため緊急時以外での使用を自粛するよう求めてきた。県はこうした経緯を踏まえた上で、米側に使用自粛を口頭で申し入れる方向で調整している。防衛省の青木健至報道官は17日の記者会見で「米側に対し、事実関係の詳細を確認している。米側に対し、安全面に最大の配慮を求めるなど対応していく」と述べた。(池田哲平、明真南斗)

日米地位協定

第五条

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

宮古島にやって来る軍事施設・兵器

陸自ミサイル基地から、海兵隊、空母、戦闘機……

